

社会福祉法人指導監査研修会

福祉サービス第三者評価制度 について

令和 7 年 5 月 2 3 日（金）



熊本県社会福祉課
指導監査班

福祉サービス第三者評価とは？

福祉サービス第三者評価とは
福祉施設・事業所でのよりよい福祉サービスの実現に向けて
公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的な立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みです。



「第三者評価」はサービスの質について
評価するもの

「行政監査」は最低基準等を満たしているか
定期的に所轄の行政庁が確認するもの

第三者評価と最低基準及び監査との関係

誰が評価するの？

県が認証した公平・中立な立場の第三者評価機関の調査員が
専門的・客観的に評価します。

現在、県の認証を受けた第三者評価機関は8機関あり、
事業所の皆さんが自ら選択し、契約を締結します。

県ホームページで、第三者評価機関の情報
(評価機関の詳細情報、評価の流れ及び料金表) を掲載しています

<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/108217.html>

(福祉サービス第三者評価 評価機関)

評価対象はどんなサービス？

ほとんどのサービスが評価対象となります

○高齢者・介護サービス	○児童サービス
特別養護老人ホーム	保育所
通所介護	児童館
訪問介護	放課後児童クラブ
養護老人ホーム	○社会的養護関係サービス
軽費老人ホーム	児童養護施設
○障がい者・児サービス	乳児院
障がい児・者（居住系サービス）	児童心理治療施設
障がい児・者（通所系サービス）	児童自立支援施設
障がい児・者（訪問系サービス）	母子生活支援施設
○生活保護関係サービス	自立援助ホーム
救護施設	

第三者評価の具体的な中身は？

第三者評価では利用者の声をアンケート等で聞くことや、事業者のサービス内容や組織運営の取り組みを評価します。

利用者本人のサービスに対する
意向や安心感、満足度等を把握します。

事業所の組織運営や提供されているサービスの
実施概況などの取り組みを評価します。

県ホームページで、評価結果を掲載しています
<https://www.pref.kumamoto.jp/soshiki/34/171397.html>

(福祉サービス第三者評価 評価結果公表)

受審事業者の声！

評価結果を用いて、職員が日々の福祉サービス提供を振り返ることにより
改善に向けた課題やいい取り組みが職員に共有され
職員が組織的な視点を持って福祉サービス提供に取り組むことにつながりました。

また、利用者へのアンケートを通じ、
気がつかなかった利用者の要望や課題を把握することができ、
職員が福祉サービスの質の向上、改善を考え、取り組むなどの効果がありました。

第三者評価は受審するだけでなく評価結果を用い
今後、いかにして利用者へのサービス向上につなげるか
それを考える良いきっかけとなります！